

農地耕作条件改善事業実施要綱

制定 平成27年4月9日付け26農振第2069号
最終改正 平成30年3月30日付け29農振第2595号

各 地 方 農 政 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
北 海 道 知 事

殿

農林水産事務次官

第1 目的及び趣旨

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にある。このような状況の中、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。

このためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、稲作等から高収益作物への転換を推進することが重要である。

このため、本事業により、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、農業者の自力施工も活用し、迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速についての支援を行うとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハード事業とソフト事業を組み合わせ一括支援することで、もって農業競争力の強化を図ることとする。

第2 事業の内容

本事業による交付金の交付対象事業は、次に掲げる型による事業とする。型の変更については、1の地域内農地集積型から2の高収益作物転換型への変更に限り認めるものとする。

1 地域内農地集積型

農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積を推進する事業をいい、次のいずれかの内容のものとする。

(1) 別表の区分の欄の1（以下「定額助成」という。）の事業種類の欄の（1）から（10）までに掲げるもの及び別表の区分の欄の2（以下「定率助成」という。）の事業種類の欄の（1）から（8）までに掲げるもの（以下「ハード事業」という。）を実施するもの

(2) ハード事業と、定額助成の事業種類の欄の（11）に掲げるもの及び定率助成の事業種類の欄の（9）から（11）までに掲げるもののうち当該ハード事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

2 高収益作物転換型

農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を推進する事業をいい、次のいずれかの内容のものとする。

(1) ハード事業を実施するもの

(2) ハード事業と、定額助成の事業種類の欄の(11)及び(12)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の(9)から(12)までに掲げるもの(以下「ソフト事業」という。)のうち当該ハード事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

3 農地集積推進型

農地中間管理機構等による地域内の担い手への農地集積を高度に推進する事業をいい、次の(1)から(3)までのいずれかの内容のもの及び(4)の内容のものを併せて一体的に実施するものとする。

(1) 定率助成の事業種類の欄の(2)、(4)又は(6)に掲げるものを実施するもの

(2) 定率助成の事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもののうち2つ以上のものを総合的に実施するもの

(3) (1)又は(2)の事業(以下「定率助成ハード事業」という。)と、ソフト事業のうち当該事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

(4) 別表の区分の欄の3の事業を実施するもの

第3 事業の実施区域

本事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域のうち、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域又は当該区域に指定される見込みのある区域(以下「重点実施区域等」という。)であるものとする。ただし、重点実施区域等及び重点実施区域等以外の区域の一体的な整備により農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を効率的かつ効果的に進める場合等、重点実施区域等以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該重点実施区域等以外の区域を事業の実施区域とすることができる。また、ソフト事業については、原則としてハード事業の受益地内を事業の実施区域とするが、国費が投じられている別の事業(以下「関連事業」という。)の受益地内にハード事業の受益地がある場合は、関連事業の受益地内までを事業の実施区域とすることができる。

第4 事業実施主体

本事業の実施主体は、次のとおりとする。ただし、農地集積推進型の実施主体は、都道府県とする。

1 農地中間管理機構

2 都道府県

3 市町村

4 土地改良区、農業協同組合その他の農業者等の組織する団体であって、農村振興局長が別に定めるもの(以下「農業者団体」という。)

5 農地所有適格法人その他の団体であって、農村振興局長が別に定めるもの(以下「農業法人等」という。)

第5 採択要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

1 地域内農地集積型

- (1) 第6の農地中間管理機構との連携概要を策定していること。
- (2) 第7の地域内農地集積促進計画を作成していること。
- (3) 第10の農地耕作条件改善計画を作成していること。
- (4) 1地区当たりの事業費（ハード事業）の合計が200万円以上となること。
- (5) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。

2 高収益作物転換型

- (1) 第6の農地中間管理機構との連携概要を策定していること。
- (2) 第8の高収益作物転換促進計画を作成していること。
- (3) 第10の農地耕作条件改善計画を作成していること。
- (4) 1地区当たりの事業費（ハード事業）の合計が200万円以上となること。
- (5) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。
- (6) ハード事業の受益地内の作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作物に転換すること。

3 農地集積推進型

- (1) 第6の農地中間管理機構との連携概要を策定していること。
- (2) 第9の農地集積推進計画を作成していること。
- (3) 第10の農地耕作条件改善計画を作成していること。
- (4) 1地区当たりの事業費（定率助成ハード事業）の合計が1,000万円以上となること。
- (5) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。
- (6) 定率助成の事業種類の欄の(2)、(4)又は(6)を実施する場合には、受益地は、おおむね1ヘクタール以上（樹園地及び中山間地域（農村振興局長が別に定める地域をいう。）にあつてはおおむね0.5ヘクタール以上）のまとまりを有する農地（農村振興局長が別に定める農地をいう。）で構成されること。
- (7) 事業実施前から目標年度（事業完了予定年度の3年後までのいずれかの年度とすることを原則とし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。以下同じ。）にかけて、担い手への農地の集積率（受益面積に占める担い手が経営する農地面積の割合）がおおむね50パーセントポイント以上向上するとともに、すべての受益地を担い手に集積すること。
- (8) 目標年度までに、担い手の農地の集団化率（受益面積に占める、同一の農業者によって経営される、まとまりを有する農地の割合）が向上し、おおむね8割以上となること。
- (9) 定額助成の事業種類の欄の(12)又は定率助成の事業種類の欄の(12)を実施する場合には、定率助成ハード事業の受益地内の作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作物に転換すること。

第6 農地中間管理機構との連携概要

本事業を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、農地中間

管理機構を活用した農地集積の計画等を記載した農地中間管理機構との連携概要を策定するものとする。

第7 地域内農地集積促進計画

本事業において地域内農地集積型を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた地域内農地集積促進計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 事業実施期間
- 2 重点実施区域名及び指定時期（未指定の場合、指定予定時期）
- 3 農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積の推進に向けた取組方針
- 4 事業概要
- 5 農地集積に係る目標
- 6 事業の活用イメージ
- 7 事業の実施イメージ
- 8 関連事業の概要
- 9 農地防災事業の実施
- 10 費用負担の方法
- 11 施設の予定管理者及び予定管理方法
- 12 その他必要な事項

第8 高収益作物転換促進計画

本事業において高収益作物転換型を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた高収益作物転換促進計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 事業実施期間
- 2 重点実施区域名及び指定時期（未指定の場合、指定予定時期）
- 3 農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積及び高収益作物への転換の推進に向けた取組方針
- 4 事業概要
- 5 高収益作物転換に係る目標
- 6 事業の活用イメージ
- 7 事業の実施イメージ
- 8 関連事業の概要
- 9 農地防災事業の実施
- 10 費用負担の方法
- 11 施設の予定管理者及び予定管理方法
- 12 その他必要な事項

第9 農地集積推進計画

本事業において農地集積推進型を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた農地集積推進計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 事業実施期間
- 2 重点実施区域名及び指定時期（未指定の場合、指定予定時期）
- 3 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集団化の更なる推進に向けた取組方針（ただし、定額助成の事業種類の欄の（12）又は定率助成の事業種類の欄の（12）を実施する場合にあっては、高収益作物への転換の推進に向けた取組方針も併せて作成すること）
- 4 事業概要
- 5 農地集積に係る目標
- 6 事業の活用イメージ
- 7 事業の実施イメージ
- 8 受益地を構成する団地の状況
- 9 関連事業の概要
- 10 費用負担の方法
- 11 施設の予定管理者及び予定管理方法
- 12 その他必要な事項

第10 農地耕作条件改善計画

本事業を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた農地耕作条件改善計画を地区ごとに作成するものとする。

- （1）促進計画の区分（地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画又は農地集積推進計画）
- （2）基盤整備の計画
- （3）その他必要な事項

第11 事業の申請等

- 1 事業採択の申請については、以下のとおりとする。

- （1）農地中間管理機構が事業実施主体となる場合

農地中間管理機構の代表者は、都道府県が指定する期日までに、第6の農地中間管理機構との連携概要、第7、第8又は第9により作成された地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画又は農地集積推進計画及び第10により作成された農地耕作条件改善計画（以下「事業計画等」という。）を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に事業採択申請書及び事業計画等（以下「採択申請書等」という。）を提出するものとする。

また、農地中間管理機構の代表者は、別に定めるところにより、採択申請書等を地方農政局長等に直接提出することもできることとし、採択申請書等を地方農政局長等に直接提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該採択申請書等の写しを送付するものとする。

- （2）都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。

- （3）市町村、農業者団体又は農業法人等が事業実施主体となる場合

市町村長、農業者団体又は農業法人等は、農地中間管理機構又は都道府県が指定する期日までに、事業計画等を農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事に提出し、農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事はこれを確認の上、別に定めるところにより、地方農政局長等に採択申請書等を提出するものとする。農地中間管理機構の代表者は、採択申請書等を地方農政局長等に提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該採択申請書等の写しを送付するものとする。

2 地方農政局長等は、1により提出された採択申請書等を審査の上、適当であると認めるときは、事業の採択を決定し、農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事に事業採択通知書を交付するものとする。農地中間管理機構の代表者は、事業採択通知書が交付された場合には、遅滞なく都道府県知事に当該事業採択通知書の写しを送付するものとする。

3 農地中間管理機構の代表者は、2の事業採択通知書の交付を受けたときは、速やかに1の(3)による申請を行った市町村長、農業者団体又は農業法人等にその旨を通知するものとする。

また、都道府県知事は、2の事業採択通知書の交付を受けたときは、速やかに1の(1)及び(3)による申請を行った農地中間管理機構の代表者、市町村長、農業者団体又は農業法人等にその旨を通知するものとする。

4 2により採択された事業に係る事業計画等について、農村振興局長が別に定める重要な変更が生じた場合には、1から3までの手続に準じて、変更申請を行うものとする。

5 農地集積推進型の採択期間は、平成32年度までとする。

第12 事業達成状況の報告

1 事業実施主体は、事業の完了後、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめ、報告するものとする。なお、高収益作物転換型を実施する場合は、高収益作物転換促進計画の目標年度、農地集積推進型を実施する場合は農地集積推進計画のそれぞれ目標年度の3年前から目標年度までの毎年度、その事業達成状況を取りまとめ、翌年度の9月末日までに報告するものとする。

2 1の事業達成状況の報告については、以下のとおりとする。

(1) 農地中間管理機構が事業実施主体となる場合

農地中間管理機構の代表者は、第11の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたときは、当該事業達成状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

なお、農地中間管理機構の代表者は、第11の2により採択された事業について、第11の1により採択申請書等を地方農政局長等に直接提出した場合には、事業達成状況報告書を地方農政局長等に直接提出することとし、事業達成状況報告書を地方農政局長等に直接提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該事業達成状況報告書の写しを送付するものとする。

(2) 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、第11の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたときは、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

(3) 市町村、農業者団体又は農業法人等が事業実施主体となる場合

市町村長、農業者団体又は農業法人等は、第11の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたときは、事業達成状況を農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事に報告し、農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。農地中間管理機構の代表者は、事業達成状況報告書を地方農政局長等に提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該事業達成状況報告書の写しを送付するものとする。

第13 助成

国は、予算の範囲内において、本事業に必要となる経費について、次に掲げる区分に応じて定める額を、別に定めるところにより、交付対象事業者に助成するものとする。

1 定額助成に係るもの

別表の事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）、施工延長、実施年数又は地方農政局長等が特に必要と認めた事業内容に応じて設定するものに農村振興局長が別に定める助成単価を乗じた額の合計

2 定率助成に係るもの

事業費（本事業に要する費用のうち農村振興局長が別に定める経費の総額）に別に定める交付率を乗じた額

3 農地集積推進助成に係るもの

定率助成ハード事業の事業費に別に定める交付率を乗じた額

第14 その他

本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合にあっては、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき実施するものとする。

第15 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

区分	事業種類	事業内容
1. 定額助成	(1) 田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(2) 田の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(3) 畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	畦畔除去、勾配修正等による区画拡大
	(4) 畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、勾配修正等による区画拡大
	(5) 暗渠排水	吸水渠（本暗渠管）の間隔が 10m 以下の暗渠排水の新設
	(6) 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設
	(7) 末端畑地かんがい施設	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更
	(8) 客土	耕土深 15cm 以下の農用地を対象に、層厚 10cm 以上の客土
	(9) 除礫	30mm 以上の石礫を 5%以上含む農用地を対象に、深度 30cm 以上の除礫
	(10) 更新整備	更新する必要がある用水路等の整備
	(ア) 用水路	土水路から W300H300 以上のコンクリート用水路への更新
	(イ) 排水路	土水路から W500H500 以上のコンクリート排水路への更新
	(ウ) 農作業道	未舗装道から幅 4 m 以上の舗装道への更新
(エ) 特認事業	その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの	
(11) 条件改善推進費	権利関係（水利権等）・農家意向・農地集積・基盤整備・水利用高度化の推進等に関する調査・調整、実施計画策定、先進的省力化技術導入	
(12) 高収益作物転換推進費	高収益作物転換プラン作成、営農定着推進	
2. 定率助成	(1) 農業用排水施設	農業用排水（営農用水を含む。）施設の新設、廃止又は変更
	(2) 暗渠排水	暗渠の新設又は変更
	(3) 土層改良	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良

	(4) 区画整理	農用地の区画形質の変更
	(5) 農作業道等	農作業道・進入路等の新設、変更
	(6) 農地造成	農用地の造成
	(7) 農用地の保全	(1)～(6)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業
	(8) 営農環境整備支援	用地造成、営農飲雑用水施設・安全施設・農作物被害防止施設の整備、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備
	(9) 管理省力化支援	水管理労力省力化、維持管理労力省力化
	(10) 品質向上支援	導入作物に応じた支援、情報化施工の活用
	(11) 条件改善促進支援	土地利用調整・農用地の利用集積の推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修
	(12) 高収益作物導入支援	実証展示ほ場の設置・運営、高収益作物の導入及び定着推進、農業機械リース、農地の良好な生産環境の維持及び条件整備
	(13) 指導	事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等
3. 農地集積 推進助成	農地集積推進支援	担い手への農地の集積・集団化の更なる推進